

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 事業所名称 | 居宅介護支援事業所みかん |
| 介護保険指定事業所番号 | 3870106816 |
| 所在地 | 松山市久万ノ台1206番地2 |
| 通常の事業の実施地域 | 松山市(島しょ部を除く)・伊予市(島しょ部を除く)・松前町 |

(2) 職員体制

| 職種 | 員数 | 職務内容 |
|-------------------------|------------|-----------------------|
| 管理者 (主任介護支援専門員と兼務) | 1名 | 事業所の従事者の管理及び業務の一元的管理 |
| 主任介護支援専門員 (内 管理者と兼務) | 2名 (1名) | 居宅介護支援の提供及び介護支援専門員の指導 |
| 介護支援専門員 | 2名 以上 | 居宅介護支援の提供 |

(3) 営業日及び営業時間

| | |
|------|--|
| 営業日 | 月曜日から金曜日。 ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までは除く。 |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時00分まで 電話等による連絡は、24時間可能とする。 |

2. 居宅介護支援の内容

| | |
|-----------|--|
| 居宅介護支援の内容 | ① 相談援助 (場所：事業所の介護支援相談室) ② 課題分析 ③ 要介護認定に対する協力・援助 ④ 居宅サービス計画の作成 ⑤ 居宅サービス事業所との連絡調整 ⑥ サービス実施状況把握、評価 ⑦ 利用者状況の把握(モニタリング) ⑧ 給付管理 |
| 介護保険適用の有無 | 上記の①～⑧の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。 |

3. 利用者の居宅への訪問頻度

| | |
|------|-------------|
| 訪問頻度 | 月に一回以上訪問する。 |
|------|-------------|

4. 利用料金

(1) 利用料

| | |
|------------|---|
| 1ヶ月あたりの料金等 | 厚生労働大臣が定める基準によるものとします。 居宅介護支援が介護保険適用となり法定代理受領サービスの場合には、自己負担はありません。(全額介護保険により負担されます。別紙1参照) 介護保険法等関係法令の改正により契約期間中に利用料の改定が必要となった場合は、改定後の金額に変更できるものとする。 |
|------------|---|

(2) その他の費用

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 交通費 | 交通費は通常の事業の実施地域以外を訪問した場合でも一切必要ありません。 |
|-----|-------------------------------------|

5. 事業の運営方針等

(1) 事業の目的及び運営方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 居宅において要介護状態にある者に対し、適切な居宅介護支援を提供します。 |
| 運営方針 | ① 介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。 ② 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。また、市、町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。 |

(2) 秘密の保持と個人情報の保護について

| | |
|-------------|---|
| 秘密の保持について | <p>① 事業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。</p> <p>② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p> |
| 個人情報の保護について | <p>① 介護支援専門員は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。</p> <p>③ 利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物に善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。</p> |

6. サービス提供に関する相談、苦情

(1) 当事業所における相談、苦情の受付

| | |
|-------------------|--|
| 窓口名称 | ケアマネジメント相談窓口 |
| 担当者及び連絡先 | 担当者 管理者 遠藤 千里 TEL:089-989-0277 FAX:089-923-8150 携帯 080-3919-8949 (24時間対応します) |
| 苦情処理するために講じる措置の概要 | <p>① 苦情内容を確認し、速やかに事実関係を調査し、事業所スタッフで構成する苦情処置対策検討会にて報告します。</p> <p>② 速やかに原因追求と対応策、さらに現状見直し並びに改善の検討を行います。</p> <p>③ 対応策について利用者または家族に説明し、その意見をまとめて検討会に報告します。</p> <p>④ 苦情処理簿を作成し、具体的事例を記録管理し、再発防止に努めます。</p> |

(2) 行政機関その他の窓口

| | |
|------------------------|--|
| 松山市役所指導監査課 | 所在地 松山市二番町4-7-2 TEL (089) 948-6968 平日8時30分~17時15分(土日・祝日・年 末年始を除く) |
| 伊予市役所長寿介護課 | 所在地 伊予市米湊820 TEL (089) 982-1117 8時30分~17時15分(祝日・休日・12月 29日~1月3日を除く月曜日から金曜日) |
| 松前町役場保険課 | 所在地 伊予郡松前町筒井631 TEL (089) 985-4115 平日8時30分~17時15分(土日・祝日・年 末年始を除く) |
| 愛媛県国民保険団体 連合会介護・福祉課 | 所在地 松山市高岡町101-1 TEL (089) 968-8700 平日8時30分~17時15分(土日・祝日・年 末年始を除く) |
| 愛媛県福祉サービス 運営適正化委員会 | 所在地 松山市持田町三丁目8番15号 TEL (089) 998-3477 平日9時~12時、13時~16時30分(土日・ 祝日・振替休日・年末年始12月29日~1月 3日を除く) |

7. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。(別紙2参照)

8. 事故発生時の対応

居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、市、町、当該利用者の家族に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者に対する居宅介護支援提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うように致します。

9. 虐待防止に関する事項

当事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講ずることとします。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催し、その結果について、職員に十分に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当事業者は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを松山市に通報します。

10. ハラスメント対策に関する事項

男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

11. 業務継続計画（BCP）について

事業所は非常事態に備えて別紙に定める非常災害対策計画及び感染症対策計画に沿って、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとします。又、当該計画を事業所の見やすい場所に掲示しています。

12. 事業者の概要

| | |
|-------|----------------------------------|
| 事業者名称 | 有限会社リハビリステーションみかん |
| 代表者名称 | 代表取締役 宮脇 敬 |
| 所在地 | 松山市東長戸3丁目4番27号 |
| 連絡先 | TEL 089-923-8138 FAX089-923-8150 |

13. 第三者評価の実施状況

実施しておりません。

14. その他

- (1) 事前に当事業者を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサービスを受けた場合は、その旨連絡してください。
- (2) 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定の申請を行った場合（新規申請、区分変更申請、種類変更[サービスの種類指定変更申請]）、各種の減免に関する決定等に変更が生じた場合、生活保護・公費負担医療の受給所得を取得した場合又は、喪失した場合は、速やかに連絡してください。
- (3) 事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なることとなる場合は、その旨を連絡してください。
- (4) 居宅サービス計画に記載されている短期入所生活介護の利用にあたっては、利用前にその旨連絡してください。なお、やむを得ず連絡なしに利用した場合も、遅くとも月末までには連絡してください。